

京都府警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）

〔 最終改正 令和 3. 11. 19 例規務第34号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

東日本大震災の反省・教訓を踏まえ、警察災害派遣隊設置要綱の制定について（平成24. 5. 31：警察庁乙備発第3号、乙官発第6号、乙生発第3号、乙刑発第5号、乙交発第3号、乙情発第3号）の警察庁次長通達等が示達されたことに伴い、みだしのことについて下記のように定め、平成26年1月28日から実施することとしたから、運用に誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 京都府警察広域緊急援助隊の設置、運用等について（平成18. 6. 6：例規備一・務・捜一・交指第25号）の例規通達
- 2 京都府警察災害派遣隊の設置、運用等について（平成25. 3. 22：一般備一・総・務・生企・地域・刑企・交企第41号）の一般通達

記

第1 趣旨

この通達は、大規模災害発生時に被災地等において活動する京都府警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）の編成、運用等について定めるものとする。

第2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 大規模災害 自然現象、事故等により生じる大規模な被害をいう。
- 2 大規模災害発生時 国内において大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- 3 被災地等 被災地又は被災が予想される地域をいう。
- 4 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

第3 部隊の編成、運用等

災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣される即応部隊及び大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期にわたり派遣される一般部隊により構成し、それぞれの編成、運用等については、次のとおりとする。

1 即応部隊の編成等

即応部隊は、広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊で編成し、各隊ごとの編成、運用等については、次のとおりとする。

(1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊は、警備部隊、交通部隊及び刑事部隊で編成し、各部隊にそれぞれに定める班を置き、それぞれに定める活動を行うものとする。

ア 警備部隊

(ア) 部隊編成

警備部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊）編成表（別表第1）に基づき、機動隊員及び管区機動隊員のうちからあらかじめ指定した者をもって編成するものとする。

(イ) 班の設置及び活動

先行情報班、救出救助班、隊本部班及び特別救助班を置き、それぞれの班の活動は次のとおりとする。

a 先行情報班

救出救助班及び隊本部班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告を行うものとする。

なお、班員の服装は、状況により私服にするなど情報収集に適した服装とするものとする。

b 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等を行うものとする。

c 隊本部班

食料、飲料水等（以下「食料等」という。）の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の警備部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援を行うものとする。

d 特別救助班

極めて高度な救出救助能力を必要とする被災地等において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うものとする。

(ウ) 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね3日間をめぐとする。

イ 交通部隊

(ア) 部隊編成

交通部隊は、広域緊急援助隊（交通部隊）編成表（別表第2）に基づき、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊員のうちからあらかじめ指定した者をもって編成するものとする。

(イ) 班の設置及び活動

先行情報班、交通対策班及び管理班を置き、それぞれの班の活動は次のとおりとする。

a 先行情報班

交通対策班及び管理班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告を行うものとする。

b 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導を行うものとする。

c 管理班

食料等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の交通部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援を行うものとする。

(ウ) 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね1週間をめぐとする。

ウ 刑事部隊

(ア) 部隊編成

刑事部隊は、広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表（別表第3）に基づき、検視官等の検視業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員のうちからあらかじめ指定した者をもって編成するものとする。

(イ) 班の設置及び活動

小隊ごとに検視班及び遺族支援班を置き、それぞれの班の活動は次のとおりとする。

a 検視班

遺体安置場所における検視又は死体調査を行うものとする。

b 遺族支援班

被災者等の心情に配慮した上で、遺体安置場所における遺族又はこれに代わる者（以下「遺族等」という。）への遺体の引渡しを行うとともに、派遣先警察の災害警備本部、後記第3の2の(2)のアの(イ)の特別生活安全部隊行方不明者相談情報管理班等と連携し、遺族等への安否情報の提供を行うものとする。

(ウ) 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね1週間をめぐとする。

(2) 広域警察航空隊

ア 部隊編成

広域警察航空隊は、広域警察航空隊編成表（別表第4）に基づき、警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人並びに捜索救助等に従事する特務要員として、航空隊員のうちからあらかじめ指定した者1人をもって編成するものとする。

イ 活動

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプター・テレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、派遣先警察の通信指令室等に対する情報伝達、救出救助を行う部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事し、救援活動に対する支援を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね1週間をめぐとする。

(3) 緊急災害警備隊

ア 部隊編成

緊急災害警備隊は、緊急災害警備隊編成表（別表第5）に基づき、管区機動隊員のうち広域緊急援助隊（警備部隊）に指定された者以外の者をもって編成するものとする。

イ 活動

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の警備警察の活動及び被災地警察の長が特に指示する活動を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、数日間をめぐとする。

2 一般部隊の編成等

一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部

隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊とする。

(1) 特別警備部隊

ア 部隊編成

特別警備部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、機動隊、管区機動隊、第二機動隊その他の警備部門に属する警察官のうちからその都度指定する者をもって編成するものとする。

イ 活動

即応部隊に続いて被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備、他の一般部隊の役割とされていない活動及び被災地警察の長が特に指示する活動を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね10日間をめぐとする。

(2) 特別生活安全部隊

ア 部隊編成

特別生活安全部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、次に掲げる班を設け、それぞれに定める者をもって編成する。この場合において、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡及び調整を行う特務員を置くものとする。

(ア) 相談・防犯指導活動班

- a 総務部門及び生活安全部門に属する警察職員のうちから、その都度指定する者をもって編成するものとする。
- b 相談・防犯指導活動班の構成は、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2人を割り当てて編成することを基本とする。

(イ) 行方不明者相談情報管理班

生活安全部門に属する警察職員のうちから、その都度指定する者をもって編成するものとする。

イ 活動

(ア) 相談・防犯指導活動班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動を行うものとする。

(イ) 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者に係る相談の情報の収集及び整理を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね10日間をめぐとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

ア 部隊編成

(ア) 特別自動車警ら部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、地域部門に属する警察官のうちからその都度指定する者をもって編成する。

(イ) 特別自動車警ら部隊の構成は、警ら用無線自動車1台につき隊員2人を割り当てて編成することを基本とし、必要に応じて、部隊の連絡調整を担当する特務班を含めて

編成するものとする。

イ 活動

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね10日間をめぐとする。

(4) 特別機動捜査部隊

ア 部隊編成

(ア) 特別機動捜査部隊は、特別機動捜査部隊編成表（別表第6）に基づき刑事部門に属する警察官であって機動捜査に必要な知識及び経験を有するもののうちからその都度指定する者をもって編成するものとする。

(イ) 被災地等への派遣に際しては、所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

(ウ) 特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。

(エ) 特別機動捜査部隊の派遣部隊間の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

イ 活動

被災地等において、車両による警戒及び警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査等を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね1週間をめぐとする。

(5) 身元確認支援部隊

ア 部隊編成

身元確認支援部隊は、身元確認支援部隊編成表（別表第7）に基づき、鑑識専務員その他の刑事部門を中心とした職員のうちからあらかじめ指定する者をもって編成するものとする。

イ 活動

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する詳細な情報を聴取し、行方不明者本人の指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集及び血縁関係にある者からの資料の採取を行うものとする。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、原則として2週間を超えない期間とする。

(6) 特別交通部隊

ア 部隊編成

(ア) 特別交通部隊は、特別交通部隊編成表（別表第8）に基づき、交通部門に属する警察官のうちからその都度指定する者をもって編成する。

(イ) 特別交通部隊が帯同する車両は、京都府警察の保有する車両とし、管区警察局を通じて被災地における活動内容等を事前に確認の上、当該活動に応じた車両を選定するものとする。

イ 活動

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

ウ 派遣期間

被災地等への1回の派遣期間は、おおむね2週間をめどとする。

第4 事務の所管

即応部隊及び一般部隊の運用に関する事務を主管する所属は、京都府警察災害派遣隊事務主管所属一覧表（別表第9）に定めるとおりとする。

第5 京都府警察緊急事態対策本部及び京都府警察緊急事態対策室への報告

前記第4に定める所属の長（以下「主管所属長」という。）は、部隊の派遣に当たっては、派遣期間、派遣場所、派遣人員、任務等を、別に定める京都府警察緊急事態対策本部又は京都府警察緊急事態対策室に対して速やかに報告するものとし、派遣中に隊員に事故が生じた場合その他特異事項が発生した場合についても、同様とする。

第6 活動上の留意事項

1 主管所属長は、自らの主管する部隊が出動するときは、速やかに次の事項を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

- (1) 出動する隊員の所属、階級（職名）及び氏名並びに班名
- (2) 帯同する車両の種類及び登録番号並びに装備資機材の名称及び数量
- (3) その他参考となる事項

2 広報活動

(1) 各部隊に、それぞれ次に掲げる者を広報責任者として置くものとする。

ア 広域緊急援助隊

(ア) 警備部隊

大隊単位で出動する場合にあっては副官、中隊単位で出動する場合にあっては中隊長

(イ) 交通部隊

大隊単位で出動する場合にあっては第一中隊長、中隊単位で出動する場合にあっては中隊長

(ウ) 刑事部隊

被災地においては隊長、その他の地域においては隊長又は副隊長のうちから、あらかじめ指定する者

イ その他の部隊

原則として警部以上の階級にある者のうちから、その都度指定する者

(2) 広報責任者は、被災地警察と連絡を密にし、災害警備活動の現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等被災者の安心感の醸成につながる積極的な広報活動に、努めるものとする。

(3) 本部長は、必要があると認めるときは、広報責任者の補助をさせるため、広報を主管する所属の職員等広報活動に知識を有する者を部隊に帯同させるものとする。

3 機動警察通信隊との連携

(1) 即応部隊の主管所属長は、自らが主管する部隊の出動に際し、機動警察通信隊の隊員の同行について、広域緊急援助隊の部隊編成及び出動先における警察通信施設の被災状況等

を勘案の上、事案に応じた人数を管区等の情報通信部と調整を図るものとする。

(2) 機動警察通信隊を同行する際は、無線通信、自活等において相互に連携するものとする。

4 自活の原則

(1) 出動を命じられた即応部隊は、食料等の補給について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自ら行うものとする。

(2) 広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊にあつては指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）にあつては宿泊所の設営についても、自ら行うものとする。

(3) 広域警察航空隊については、派遣人員、活動内容、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

5 受傷事故等の防止

被災地等において活動を行う際は、二次災害の発生のほか、交通事故及び受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、受傷事故等の防止の徹底を図るものとする。

第7 隊員の指定、指定の解除及び任期並びに教養訓練

災害派遣隊の各部隊員の指定、指定の解除及び任期並びに教養訓練に関する事項については、別に定める。

第8 大震災警備計画について（平成8. 3. 29：8京備一第183号）の例規通達の一部改正

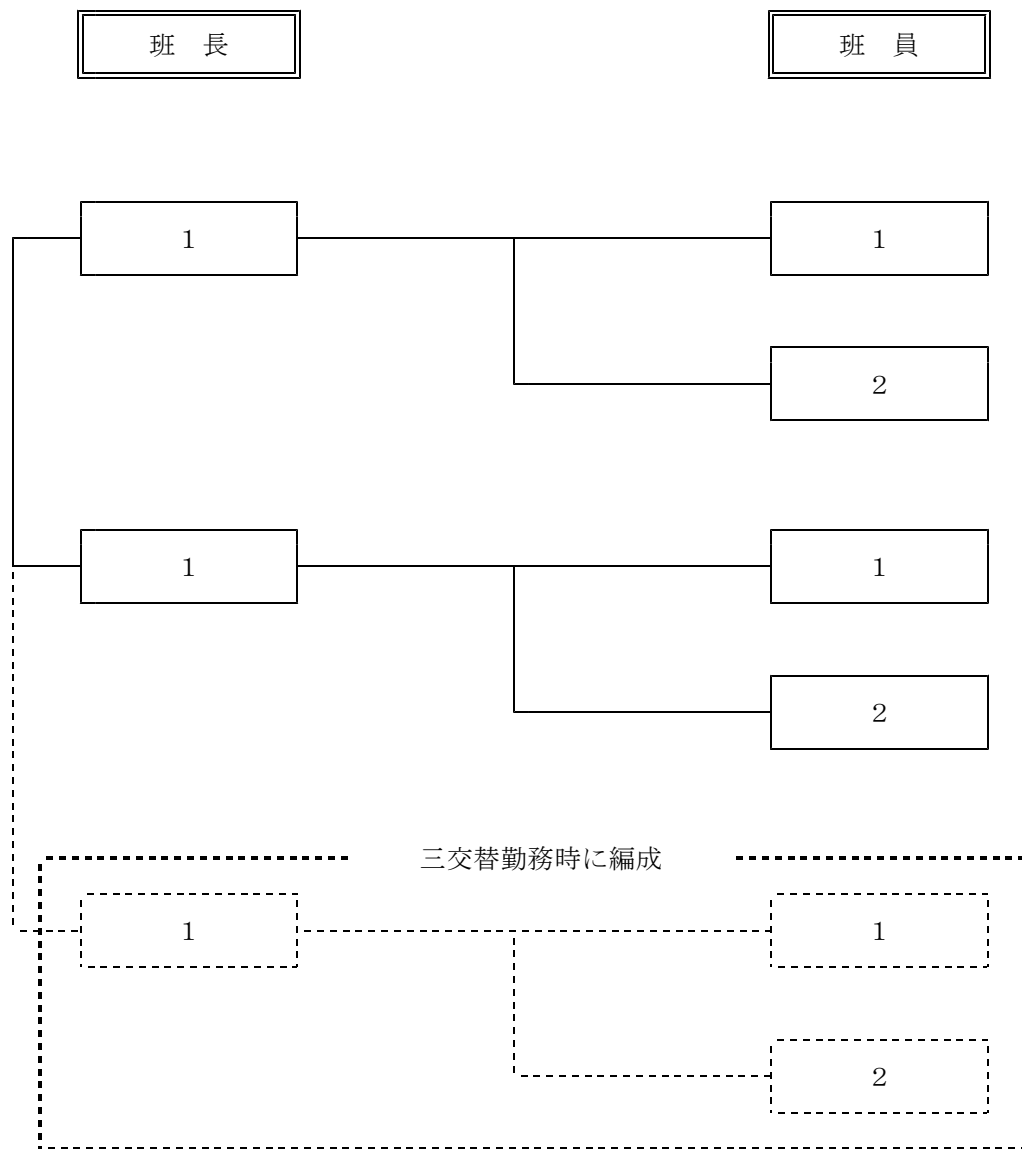
第3の3中「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に改め、同4の(3)中「広域緊急援助隊員」を「警察災害派遣隊員」に改める。

別表第 1

広域緊急援助隊（警備部隊）編成表

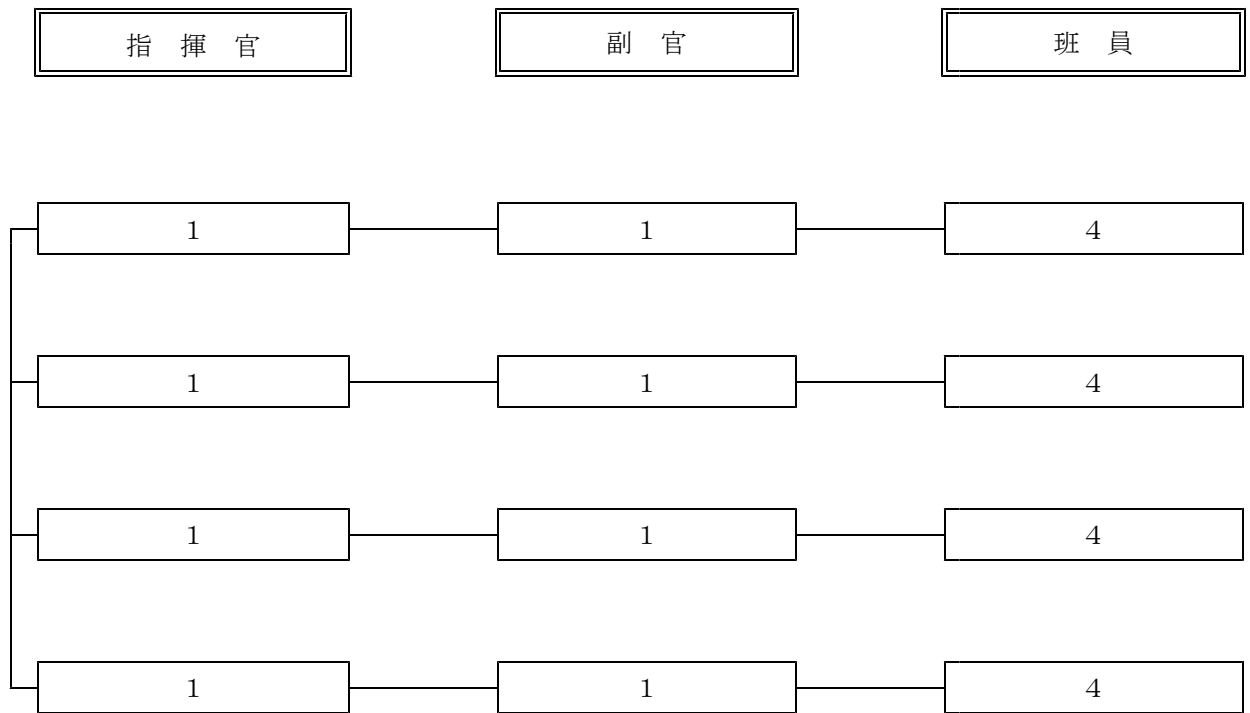
大隊長	中隊長	班長	副班長	班員	班名
		機動隊	機動隊	機動隊 4	特別救助班
		伝令 機動隊	機動隊	機動隊 3	
		小隊長	分隊長	分隊員	
	機動隊	機動隊	機動隊	機動隊 4	先着情報班・救出救助班
	伝令 機動隊	伝令 機動隊	機動隊	機動隊 4	隊本部班・救出救助班
		機動隊	機動隊	機動隊 3	先着情報班・救出救助班
		機動隊	機動隊	機動隊 4	隊本部班・救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 3	先着情報班
		伝令 管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班・救出救助班
管区機動隊		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 3	先着情報班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班・救出救助班
大隊本部要員		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 3	先着情報班
副官 管区機動隊		伝令 管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	救出救助班
連絡 機動隊		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班・救出救助班
伝令 管区機動隊	管区機動隊	伝令 管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 3	先着情報班
旗手 管区機動隊	伝令 管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班・救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 3	先着情報班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班・救出救助班
機動警察通信隊 2		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 3	先着情報班
		伝令 管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	救出救助班
		管区機動隊	管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班・救出救助班
		滋賀県警察部隊 24人	機動隊	機動隊 5	先着情報班
			機動隊	機動隊 4	救出救助班
			管区機動隊	管区機動隊 5	隊本部班
			管区機動隊	管区機動隊 4	隊本部班

特別機動捜査部隊編成表



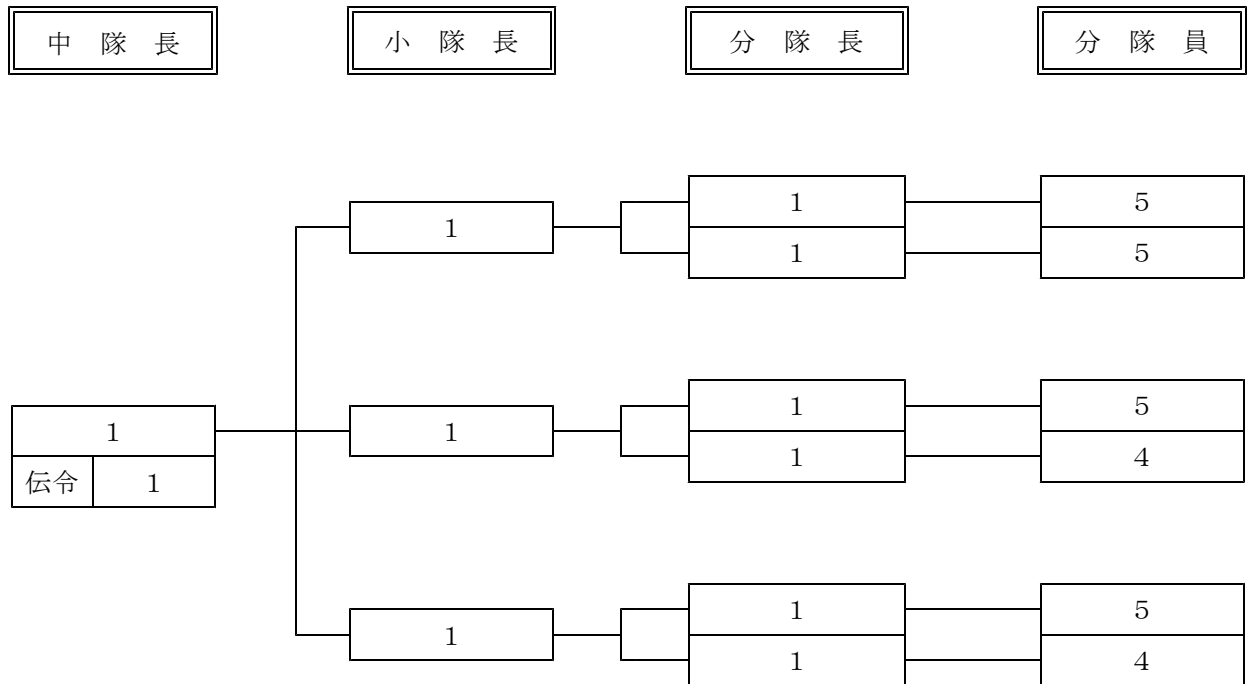
別表第7

身元確認支援部隊編成表



別表第8

特別交通部隊編成表



別表第9

京都府警察災害派遣隊事務主管所属一覧表

部隊名		主管所属	
即応部隊	広域緊急援助隊	警備部隊	警備第一課
		交通部隊	交通指導課
		刑事部隊	捜査第一課
	広域警察航空隊	警備第一課	
	緊急災害警備隊	警備第一課	
一般部隊	特別警備部隊		警備第一課
	特別生活安全部隊	相談・防犯指導活動班	広報応接課
		行方不明者相談情報管理班	人身安全対策課
	特別自動車警ら部隊		機動警ら課
	特別機動捜査部隊		機動捜査隊
	身元確認支援部隊		鑑識課
	特別交通部隊		交通指導課
		生活安全 企画課	